

3 地域の訪問活動等

地域ネットワーク推進事業



内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・月2回程度、訪問を行い安否確認や心配ごとの相談を行っています。 ・訪問する方々は、町内会や老人クラブ、民生委員などの、地域のことをよく知る方々です。
対象者	(1) おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者 (2) (1)以外で支援が必要と判断された世帯
費 用	無料
申請に必要なもの	印鑑
手続・問合せ	社会福祉法人 紋別市社会福祉協議会 【電話】0158-23-2350

日常生活自立支援事業

内 容	<p>日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、日常生活費の管理のお手伝いをします。</p> <p>○福祉サービスの利用援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い ・利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い <p>○日常的金銭管理サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い <p>○書類等の預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり（保管は金融機関の貸金庫を利用します。）
対象者	高齢や障害により、日常生活上の判断に不安を感じている方
費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・1回（1時間程度）の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費実費がかかります。（生活保護を受けている方は、公費で補助されるので無料です。） ・書類等の預かりで金融機関の貸金庫を利用する場合は、貸金庫利用料金実費がかかります。
手続・問合せ	<p>社会福祉法人 紋別市社会福祉協議会</p> <p>【電話】0158-23-2350</p>

成年後見センター

身寄りがないので、将来の財産管理が心配。

成年後見制度って何？

成年後見制度って、手続きが難しくてよく分からない。

福祉サービスを利用したいけど、自分ではできない。



内 容

- 成年後見センターは認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になり、ご自身で契約や財産管理などをするのが困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「成年後見制度」の利用のお手伝いをします。

センター機能

【相談】

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとや、成年後見制度を利用するための相談を、電話や窓口でお受けします。

【利用支援】

- 成年後見制度が必要な方や、そのご家族が円滑に制度を利用できるように、制度の説明や手続きについて、関係機関と連携を図りながら支援します。

	<p>【市民後見人の養成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人とは、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近な立場で金銭管理や日常生活における契約などについて、本人を代理し行います。 ・センターは適切な支援が行える市民後見人を養成するための研修を実施するとともに、その活動を支援します。 <p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民の方に成年後見制度を知っていただくため、講演会などを実施します。
センター所在地	紋別市幸町7丁目1番10号 総合福祉センター はーとぴあ21
センター開設日	月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 ※但し、初日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
手続・問合せ	社会福祉法人 紋別市社会福祉協議会 【電話】0158-23-2350 【FAX】0158-26-2299

成年後見制度利用支援事業	
内 容	・審判請求費用や成年後見人への報酬を市が助成します。
対象者	・市内に居住する方で審判請求費用や後見人への報酬を支払うことが困難な方
手続・問合せ	紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係 【電話】0158-24-2111（内線394・273） 紋別市保健福祉部社会福祉課障害福祉係 【電話】0158-24-2111（内線222・455）